

H30.8.22 原町区地域協議会資料  
教育総務課

# 南相馬市公立学校適正化計画

－ 地域の未来を創造する子どもたちのために－

## (案)

平成30年〇〇月  
南相馬市教育委員会

## 目 次

---

1	はじめに	1
2	計画策定の趣旨等	
(1)	適正化の必要性と計画策定の趣旨	2
(2)	計画の期間	2
(3)	計画の見直し	2
3	市内小中学校の現状	
(1)	市内児童生徒数の推移	3
(2)	市内小中学校の学級数推移	4
4	これまでの検討経過	
(1)	南相馬市公立学校適正化検討委員会	6
(2)	学校適正化に関するアンケート調査等	7
5	市内児童生徒数の将来推計	
(1)	児童生徒数の推計	8
(2)	学級数の推計	10
(3)	学級数別の学校数と児童生徒数（平成35年度推計結果）	11
6	市内小中学校における望ましい適正化基準	
(1)	望ましい適正規模	12
(2)	望ましい適正配置	12
7	学校適正化の具体的な方策	
(1)	適正化を検討する対象校	13
(2)	地域別の検討対象校及び優先対象校	13
(3)	適正化の手法	14
(4)	適正化の組合せの検討	14
8	学校適正化の実施手順	
(1)	学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）	19
(2)	地域の状況に応じた学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）	20
9	新たな教育制度導入の取組み	
(1)	小中一貫教育制度導入の取組み	21
(2)	小規模特認校制度導入の取組み	22
(3)	特色と魅力のある教育環境整備の取組み	22
10	適正化に伴い配慮すべき事項	
(1)	通学路の安全確保及び遠距離通学への対応	23
(2)	地域コミュニティへの対応	23
(3)	児童生徒・保護者の不安解消	23
(4)	学校跡地の活用	23

《参考資料》 南相馬市公立学校適正化計画（中間報告）【概要版】

## 1 はじめに

南相馬市教育委員会では、平成28年3月に策定した「南相馬市教育振興基本計画」に基づき、将来、市内全ての子どもたちが「夢を実現できる確かな学力」と「困難に直面しても、自ら考え行動できる力」を身に付け、「未来への希望を見いだすことができる」を目標に掲げ、総合的かつ効果的な教育施策を展開しています。また、学習指導要領の改訂に伴う「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、知識の理解の質を高め資質・能力を育む教育を推進するために、一定の学校規模を確保する必要があります、早急に検討する必要があります。

このような中、本市では、全国的な少子化の影響に加え、東日本大震災及び東京電力原子力発電所事故に伴い、市内小中学校の小規模化が進み、児童生徒の人間関係の固定化や多様な価値観とのふれあいが減少し、切磋琢磨することを通じての思考力や表現力、判断力、問題解決能力を十分に培われないなど、教育上・学校運営上の様々な課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されます。

一方、文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、各市町村においては、これから時代に求められる教育内容や指導方法の改善の視点も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模の適正化を検討する必要があるとしています。

この状況下のもと、本市では、平成28年度から学識経験者・PTA・地区の代表等で組織する「南相馬市公立学校適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、平成29年5月に「南相馬市公立学校適正化に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）を整理しました。さらに、これまでの検討内容及び整理事項について意見をいただき、平成30年5月に市内小中学校の望ましい適正化基準を定めた「南相馬市公立学校適正化計画【中間報告】（以下「中間報告」という。）を整理しました。

市教育委員会では、今後、市内小中学校の適正化を進めるにあたり、市内各地区で懇談会等を行い、保護者や地域の皆様の意見をお聴きするとともに、これまで、計12回の検討委員会で議論された内容や意見を尊重し、将来の子どもたちに、より適正な教育環境を提供することに加え、本市における100年のまちづくりを推進するため「南相馬市公立学校適正化計画」を策定しました。

## 2 計画策定の趣旨等

### (1) 適正化の必要性と計画策定の趣旨

子どもたちが義務教育における集団生活を通して、協調や対立、共感や反発などの多種多様な人間関係を体験し学ぶことにより、社会性・協調性・集団性を培い、成長を遂げていくものです。そのためには、様々な見方・考え方や経験を持っている友達との出会いが大切であり、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨する教育環境を整えることが重要です。

また、教員と子どもの関係からみると、各学年に複数の学級があり、より多くの教員と触れ合うことができる環境は、子どもたちの個性や持ち味、良さをより發揮し、潜在的な能力や可能性を伸ばしていくことに繋がると考えられます。

こうした学校の役割を十分に發揮するため、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを目指すことが必要と考えています。こうした教育的な観点を踏まえ、市内小中学校の適正化について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、その取組みを円滑に進めるため「南相馬市公立学校適正化計画」を策定します。

一方で、各地区に存在する小中学校は、地域コミュニティの中心となる性質を有し、地域によっては防災拠点や学校開放事業などによる市民スポーツの拠点などの副次的な性質を合わせ持っております。この学校適正化については、保護者や地域住民の理解と合意に基づいて実施することが肝要です。

このため、小中学校の現状や今後の児童生徒数推計に加え、適正化の実施手順を示し、保護者や地域住民の意見・意向が反映されるとともに、保護者や地域住民、行政が一体となって取り組んでいくため本計画を策定するとともに、今後、合意が得られた地区については、適正化の実施時期を示した「(仮称) 地区再編計画」を策定します。

### (2) 計画の期間

学校適正化の対象となる地域の合意を前提とし、学校適正化の推進期間として、平成31年度から平成38年度（8年間）とし、平成31年度から平成34年度までを前期計画、平成35年度から平成38年度を後期計画とします。



なお、合意が得られた適正化対象地区ごとに、推進期間内において、具体的な学校再編時期を示した「(仮称) 地区再編計画」を策定します。

### (3) 計画の見直し

国の教育制度改革や福島県の学級編成基準等の見直し、地区の合意が得られない場合、行政や民間事業者による宅地開発等に伴う児童生徒数に大きな影響があることなど、特別な事由がある場合には、計画の見直しをすることがあります。

### 3 市内小中学校の現状

#### (1) 市内児童生徒数の推移

市内小学校の児童数は、震災前である平成22年度は4,028人でしたが、平成30年度は2,090人と1,938人減少（約48%減）しています。

また、中学校の生徒数は、震災前である平成22年度は1,985人でしたが、平成30年は1,254人と731人減少（約37%減）しています。

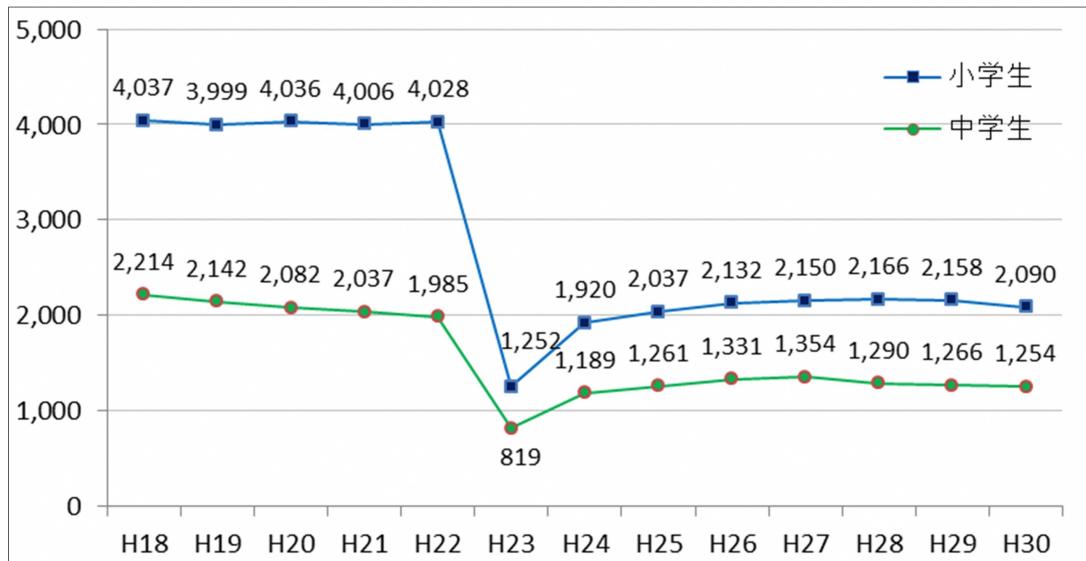


図 児童生徒数の推移（市教育要覧より：毎年度5月1日時点）

#### ①各小学校の児童数推移

各小学校の児童数は、震災前と現在を比較すると、鹿島小を除く全ての学校で減少しています。

特に、平成28年7月12日に避難区域を解除した小高区内の児童数の著しい減少をはじめ、石一小は約7割減少、太田小は約6割減少、原二小でも約5割の児童が減少しています。

また、鹿島小の児童数だけをみると増加はしているものの、平成30年度の鹿島小学区は、平成25年度に統合した真野小学区も含まれていることから、現在の鹿島小学区における児童数は減少している状況です。

年度 学校名	H22	H30	増減数 H29-H22	増減率 %
原一小	598	394	▲ 204	▲ 34.1
原二小	331	167	▲ 164	▲ 49.5
原三小	538	330	▲ 208	▲ 38.7
高平小	193	112	▲ 81	▲ 42.0
大甕小	204	117	▲ 87	▲ 42.6
太田小	133	49	▲ 84	▲ 63.2
石一小	187	57	▲ 130	▲ 69.5
石二小	486	270	▲ 216	▲ 44.4
鹿島小	317	349	32	10.1
真野小	75		▲ 75	
八沢小	120	80	▲ 40	▲ 33.3
上真野	141	96	▲ 45	▲ 31.9
小高小	392	50	▲ 342	▲ 87.2
福浦小	105	11	▲ 94	▲ 89.5
金房小	143	2	▲ 141	▲ 98.6
鳩原小	65	6	▲ 59	▲ 90.8
計	4,028	2,090	▲ 1,938	▲ 48.1

## ②各中学校の生徒数推移

各中学校の生徒数は、震災前と現在を比較すると、鹿島中を除く全ての学校で減少しています。

小高区内の生徒数の著しい減少をはじめ、原三中は約5割、原一中及び原二中、石神中でも約3割の生徒が減少しています。

学校名 \ 年度	H22	H30	増減数 H29-H22	増減率 %
原一中	506	349	▲ 157	▲ 31.0
原二中	318	232	▲ 86	▲ 27.0
原三中	163	79	▲ 84	▲ 51.5
石神中	319	224	▲ 95	▲ 29.8
鹿島中	297	310	13	4.4
小高中	382	60	▲ 322	▲ 84.3
計	1,985	1,254	▲ 731	▲ 36.8

## (2) 市内小中学校の学級数推移

### ①各小学校の学級数推移

全学級 (普通学級)	平成22年度		平成30年度	
	学校名	学級数	学校名	学級数
1~5学級	鳩原小	4	太田小	5
			石一小	5
6~11学級	太田小	6	高平小	6
	真野小	6	大甕小	6
	八沢小	6	八沢小	6
	上真野小	6	上真野小	6
	金房小	6	小高小	6
	福浦小	7	福浦小	
	大甕小	9	金房小	
	石一小	9	鳩原小	
	高平小	10	(小高区4小)	
			原二小	7
12学級以上  国が示す望ましい適正規模	原二小	12	石二小	12
	鹿島小	13	原三小	13
	小高小	15	原一小	14
	石二小	18	鹿島小	14
	原三小	19		
	原一小	23		
合 計	16校	169	15校	100

※真野小は平成25年度鹿島小に統合。

※平成30年度の太田小及び石一小は加配教員により複式学級が解消。(なお、太田小は平成26年度、石一小は平成28年度から複式学級となる児童数であったが、加配教員により複式学級を解消し、1学年1学級体制を維持している。)

※平成29年度から小高小・福浦小・金房小・鳩原小は小高区4小による合同運営にて再開し、実質1学年1学級の6学級のクラス編成。(なお、小高区の4小学校が各学校による単独運営となる場合、全ての学校で複式学級の規模となる。)

## ②各中学校の学級数推移

全学級 (普通学級)	平成22年度		平成30年度	
	学校名	学級数	学校名	学級数
1~8学級	原三中	7	原三中	3
			小高中	3
9学級以上  国が示す望ましい適正規模	鹿島中	11	原二中	9
	原二中	12	石神中	9
	石神中	12	鹿島中	10
	小高中	13	原一中	11
	原一中	16		
合 計	6校	71	6校	45

平成22年度の全学級数では、小学校で169学級、中学校で71学級でした。平成30年度には小学校で100学級(約40%減)、中学校で45学級(約37%減)となりました。

また、文部科学省が示す適正規模(小学校12学級以上、中学校9学級以上)に満たない学校が、平成22年度は小学校16校中10校、中学校6校中1校となっていましたが、平成30年度には小学校15校中11校、中学校6校中2校が、国の示す望ましい適正規模に満たない学校となりました。

### ※学級編制の基準

学級編制を行う際、基準となる児童生徒の人数は、福島県教育委員会が次のとおり定めています。なお、児童生徒が少ない場合、2つの学年の児童生徒で1つの学級(複式学級)を編制する場合があります

編 制	小 学 校	中 学 校
単式学級	1~2年 30人	1年 30人
	3~6年 30人程度(33人)	2~3年 30人程度(33人)
複式学級	1年を含む場合 ~ 8人	~ 8人
	その他の場合 ~ 16人	

## 4 これまでの検討経過

### (1) 南相馬市公立学校適正化検討委員会

児童生徒の減少に伴い、市内小中学校にもたらす影響や実態を把握し、教育機会の均衡と教育水準の維持向上を図り、教育効果を向上させることを考慮した市内小中学校の適正化を検討することを目的に、学識経験者、PTA、地区の代表等で組織する検討委員会を設置した。

年 度	期 日	会 議	協 議 内 容
28年度	11月28日	第1回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員委嘱、委員長及び副委員長の選出</li><li>・市内小中学校の現状把握及びスケジュールの共有等</li></ul>
	1月13日	第2回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内小中学校の現状把握</li><li>・市内小中学校の適正化に係る意見交換等</li></ul>
	1月28日	第3回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正化に関する基本的な考え方（素案）の意見交換等</li><li>・適正化に関するアンケート実施に係る意見交換</li></ul>
29年度	5月23日	第4回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正化に関する基本的な考え方（素案）の確認</li><li>・適正化に関するアンケート設問の検討</li></ul>
	8月3日	第5回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・講話 　講義名 「学校規模適正化をめぐる動向」 　講師 南相馬市公立学校適正化検討委員会 　阿内春生氏（福島大学）</li><li>・適正化に関するアンケート調査結果についての意見交換</li></ul>
	10月11日	第6回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・先進地視察（登米市立豊里小中学校）</li></ul>
	3月1日	第7回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正化に関するアンケート調査結果等の分析</li><li>・本市における望ましい適正化基準の意見交換</li></ul>
	3月20日	第8回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・南相馬市公立学校適正化計画中間報告（素案）の意見交換</li><li>・今後のスケジュールの共有</li></ul>
30年度	5月15日	第9回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・南相馬市公立学校適正化計画骨子の検討</li><li>・統合組合せの意見交換</li></ul>
	6月15日	第10回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・南相馬市公立学校適正化計画（素案）の意見交換</li><li>・統合組合せの意見交換</li></ul>
	7月20日	第11回 検討会	<ul style="list-style-type: none"><li>・南相馬市公立学校適正化計画（素案）の意見交換</li><li>・今後のスケジュールの共有</li></ul>
	10月○日	第12回 検討会	

## (2) 学校適正化に関するアンケート調査等

本市の学校適正化を多角的な視点による検討が必要なことから、市内小中学校及び児童生徒に関する調査について、次のとおり実施した。

### ①学校適正化に関するアンケート調査

- ・実施時期 平成29年5月30日から平成29年6月20日
- ・対象者
  - ・小学生保護者 364人（小学5年生の保護者）
  - ・中学生保護者 417人（中学2年生の保護者）
  - ・未就学児保護者 1,640人（未就学児を持つ保護者）
  - ・一般市民 1,500人（無作為抽出）

### ②学校適正化に関するアンケート調査（教職員）

- ・実施時期 平成30年1月27日から平成30年2月7日
- ・対象者
  - ・市内小学校全教職員 221人
  - ・市内中学校全教職員 116人

### ③市内小中学校児童生徒通学状況調査

- ・実施時期 平成29年8月25日から平成29年9月15日
- ・対象者
  - ・市内小学生全員 2,080人
  - （回収数） ・市内中学生全員 1,220人

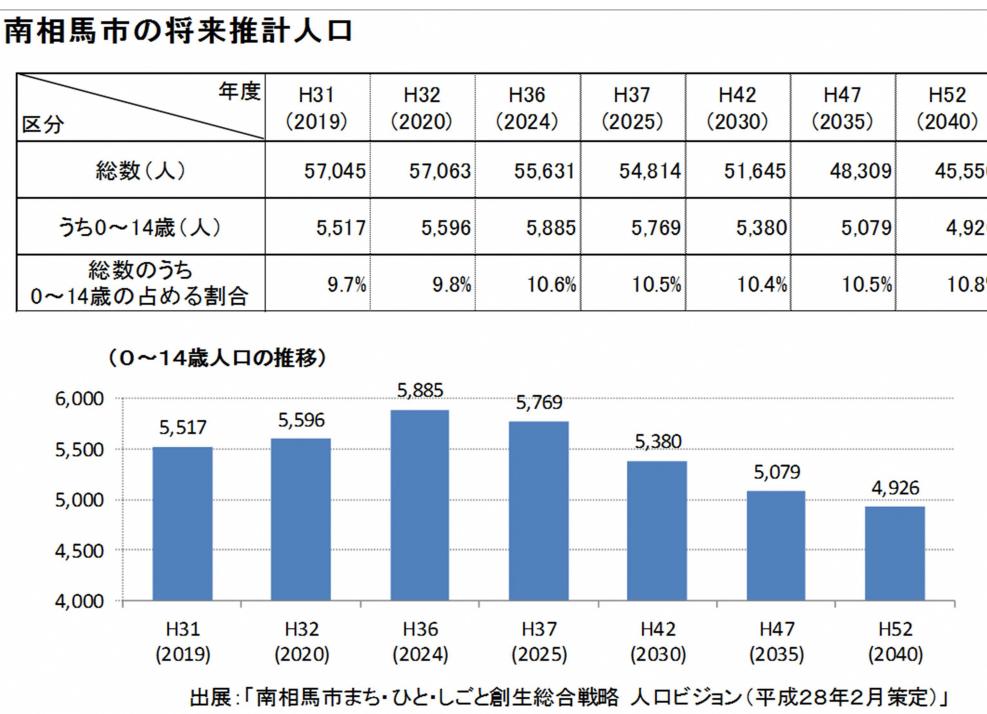
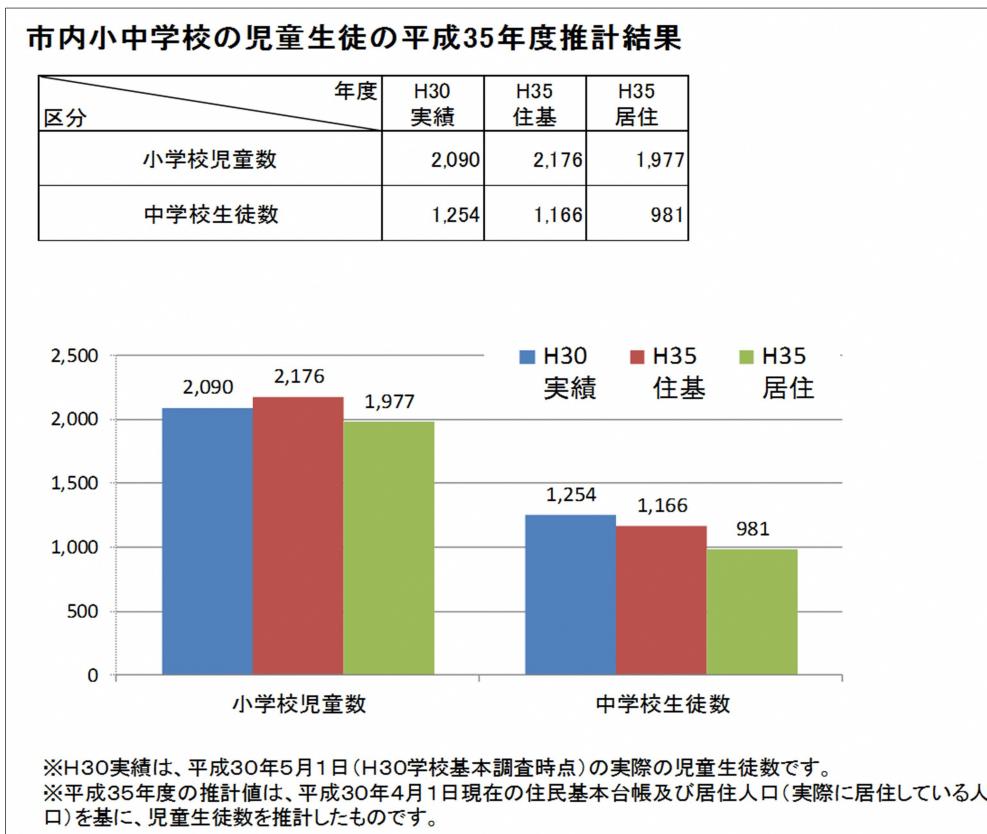
### ④市内小学校クラブ活動状況調査（平成29年度版）

### ⑤市内中学校部活動状況調査（平成29年度版）

### ⑥市内小中学校区域外就学状況調査（平成29年度版）

## 5 市内児童生徒数等の将来推計

### (1) 児童生徒数の推計



## ①各小学校の児童数推計

(単位:人)

区分	H30 実積	データ	H31	H32	H33	H34	H35	
								H30比
小学校計	2,090	住基	2,267	2,187	2,155	2,124	2,176	4.1
		居住	1,918	1,887	1,890	1,911	1,977	▲ 5.4
原一小	394	住基	348	327	338	330	346	▲ 12.2
		居住	314	301	316	311	330	▲ 16.2
原二小	167	住基	164	163	160	166	179	7.2
		居住	148	146	146	153	166	▲ 0.6
原三小	330	住基	298	306	333	342	366	10.9
		居住	258	266	292	309	337	2.1
高平小	112	住基	110	98	99	102	101	▲ 9.8
		居住	97	86	91	94	95	▲ 15.2
大塙小	117	住基	101	99	94	95	99	▲ 15.4
		居住	88	88	84	89	94	▲ 19.7
太田小	49	住基	77	68	62	66	68	38.8
		居住	68	62	57	61	60	22.4
石一小	57	住基	74	75	86	88	91	59.6
		居住	67	70	81	84	87	52.6
石二小	270	住基	327	318	304	304	311	15.2
		居住	287	289	280	288	296	9.6
鹿島小	349	住基	341	337	319	313	300	▲ 14.0
		居住	328	328	309	304	293	▲ 16.0
八沢小	80	住基	74	69	67	66	60	▲ 25.0
		居住	70	66	64	64	58	▲ 27.5
上真野	96	住基	87	78	67	59	54	▲ 43.8
		居住	85	78	67	59	54	▲ 43.8
小高区4小	69	住基	266	249	226	193	201	191.3
		居住	108	107	103	95	107	55.1

小高小	50	住基	137	124	114	93	94	88.0
福浦小	11	住基	48	49	45	45	48	336.4
金房小	2	住基	62	57	52	43	49	2,350.0
鳩原小	6	住基	19	19	15	12	10	66.7
		居住	7	8	8	6	6	0.0

## ②各中学校の生徒数推移

(単位:人)

区分	H30 実積	データ	H31	H32	H33	H34	H35	
								H30比
中学校計	1,254	住基	1,449	1,386	1,296	1,274	1,166	▲ 7.0
		居住	1,158	1,126	1,055	1,049	981	▲ 21.8
原一中	349	住基	372	350	323	316	286	▲ 18.1
		居住	313	301	280	284	254	▲ 27.2
原二中	232	住基	238	226	196	197	175	▲ 24.6
		居住	202	197	167	169	151	▲ 34.9
原三中	79	住基	110	108	106	94	78	▲ 1.3
		居住	91	89	93	78	68	▲ 13.9
石神中	224	住基	262	241	222	217	203	▲ 9.4
		居住	219	200	184	184	181	▲ 19.2
鹿島中	310	住基	273	283	276	278	276	▲ 11.0
		居住	266	274	266	266	269	▲ 13.2
小高中	60	住基	194	178	173	172	148	146.7
		居住	67	65	65	68	58	▲ 3.3

## (2) 学級数の推計

### ①各小学校の学級数推計

(単位:学級)

区分	H30 実積	データ	H31	H32	H33	H34	H35	
							H30との 比較増減	
小学校計	100	住基	105	103	102	103	106	6
		居住	96	97	96	99	100	0
原一小	14	住基	14	13	14	14	14	0
		居住	13	13	14	14	14	0
原二小	7	住基	6	7	7	7	8	1
		居住	6	6	6	7	8	1
原三小	13	住基	13	12	13	14	15	2
		居住	12	12	12	13	13	0
高平小	6	住基	6	6	6	6	6	0
		居住	6	6	6	6	6	0
大甕小	6	住基	6	6	6	6	6	0
		居住	6	6	6	6	6	0
太田小	5	住基	5	5	5	6	6	1
		居住	5	5	5	6	6	1
石一小	5	住基	6	6	6	6	6	1
		居住	5	6	6	6	6	1
石二小	12	住基	13	13	12	12	12	0
		居住	12	12	12	12	12	0
鹿島小	14	住基	13	13	12	12	12	▲ 2
		居住	13	13	11	11	11	▲ 3
八沢小	6	住基	6	6	6	6	6	0
		居住	6	6	6	6	6	0
上真野	6	住基	6	6	6	6	6	0
		居住	6	6	6	6	6	0
小高区4小	6	住基	11	10	9	8	9	3
		居住	6	6	6	6	6	0

### ②各中学校の学級数推計

(単位:学級)

区分	H30 実積	データ	H31	H32	H33	H34	H35	
							H30との 比較	
中学校計	45	住基	56	53	51	50	43	▲ 2
		居住	46	47	44	41	41	▲ 4
原一中	11	住基	12	12	12	11	10	▲ 1
		居住	11	12	11	10	10	▲ 1
原二中	9	住基	9	9	8	8	7	▲ 2
		居住	8	8	7	7	7	▲ 2
原三中	3	住基	6	6	6	4	3	0
		居住	5	4	4	3	3	0
石神中	9	住基	11	10	9	9	8	▲ 1
		居住	9	9	9	9	8	▲ 1
鹿島中	10	住基	10	10	10	11	10	0
		居住	10	11	10	9	10	0
小高中	3	住基	8	6	6	7	5	2
		居住	3	3	3	3	3	0

(3) 学級数別の学校数と児童生徒数（平成35年度推計結果）

4(1)(2)の児童生徒数推計を踏まえ、次のとおり学級別の学校数と児童生徒数を整理しました。

①小学校の推計結果

住民基本台帳による推計						学級数	居住データによる推計					
学校名(児童数)					校数		校数	学校名(児童数)				
上真野 (54)	八沢小 (60)	石一小 (91)	太田小 (68)	大塙小 (99)	高平小 (101)	6	6	7	高平小 (95)	大塙小 (94)	太田小 (60)	石一小 (87)
						0	7	0				八沢小 (58)
						原二小 (179)	1	8	原二小 (166)			
						小高四 (201)	1	9				
							0	10				
							0	11	鹿島小 (293)			
						鹿島小 (300)	2	12	石二小 (296)			
						石二小 (311)	0	13	原三小 (337)			
							原一小 (346)	1	14	原一小 (330)		
							原三小 (366)	1	15			
								0	16			
								0	17			
								0	18			
12校 106学級 2,176人						12	計	12	12校 100学級 1,977人			

国が示す望ましい適正規模  
小学校 12学級以上

②中学校の推計結果

住民基本台帳による推計				学級数	居住データによる推計			
学校名(生徒数)			校数		校数	学校名(生徒数)		
	原三中 (78)	1	3	2	原三中 (68)	小高中 (58)		
		0	4	0				
	小高中 (148)	1	5	0				
		0	6	0				
	原二中 (175)	1	7	1	原二中 (151)			
	石神中 (203)	1	8	1	石神中 (181)			
		0	9	0				
	鹿島中 (276)	2	10	2	原一中 (254)	鹿島中 (269)		
	原一中 (286)	0	11	0				
		0	12	0				
6校 44学級 1,166人				6	計	6	6校 43学級 981人	

国が示す望ましい適正規模  
中学校 9学級以上

## 6 市内小中学校における望ましい適正化基準

市内小中学校の望ましい適正化基準（1学級あたりの児童生徒数及び1学年あたりの学級数）については、平成29年5月に定めた「基本的な考え方」に掲載する3つの考え方を基本としながら検討し、南相馬市における望ましい適正規模及び適正配置について、次のとおり定めます。

### 【基本的な考え方】

- (1) 児童生徒の教育環境を最優先に考えた適正規模及び配置
- (2) 保護者や地域住民の意見への配慮
- (3) 小高区復興の促進

#### (1) 望ましい適正規模

市内小中学校の適正な規模は、中間報告を踏まえ、1学級あたりの児童生徒数及び1学年あたりの学級数（特別支援学級を除く。以下同様。）を基準とし、次のとおりとします。

##### ◆ 1学級あたりの児童生徒数

小学校	21～25人
中学校	26～30人

##### ◆ 1学年あたりの学級数（1学校あたりの学級数）

小学校	2学級から3学級（12学級から18学級）
中学校	2学級から4学級（6学級から12学級）

（参考）上記条件による1学校あたりの学校規模（児童生徒数）

小学校 252～450人 中学校 156～360人

#### (2) 望ましい適正配置

市内小中学校の適正な配置は、適正な通学距離並びに自転車やスクールバスを利用する場合の通学所要時間は、国の基準と同様に次のとおりとします。なお、本市は398km<sup>2</sup>と広大な面積を有しております、全ての地域を同一の基準で考えることが適切ではない場合があることから、平成18年の合併前の市町である3つの地域（小高区・鹿島区・原町区）に分けて、市内小中学校の適正化について検討を進めており、本計画もこの考えに基づいて策定しています。

区分	通学距離	通学時間
小学校	概ね4km以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6km以内	概ね1時間以内

## 7 学校適正化の具体的な方策

### (1) 適正化を検討する対象校

6で示した市内小中学校における望ましい適正化基準の考え方を参考にしつつ、基準を満たさない学校を「検討対象校」、この検討対象校の中でも、複式規模や1学年1学級の学級編制のように、今後も小規模化が継続する学校を「優先対象校」とし、「優先対象校」は前期計画、「検討対象校」は後期計画の中で重点的に取組むものとします。

このうち、小高区内の4つの小学校については、各校とも帰還状況が進んでいない状況であることから、小高区内の4小学校を1つの学校として適正化の検討を進めます。

また、検討対象校を定めるにあたり、住民基本台帳の人数は実際に居住する人数である居住データと乖離があり信憑性に欠けることや、今後も市内の少子化が進行することを鑑み、平成35年度の居住データ推計に基づき、次のとおり定めます。以後、本計画に掲載する児童生徒数の推計についても、平成35年度の居住データ推計を引用します。

<検討対象校及び優先対象校>

区分	検討対象校	優先対象校
小学校	11学級以下の学校	6学級以下の学校
中学校	5学級以下の学校	3学級以下の学校

※特別支援学級は除く。

### (2) 地域別の検討対象校及び優先対象校

学級数	小学校			学級数	中学校		
	小高区	鹿島区	原町区		小高区	鹿島区	原町区
6	小高区4 (107)	八沢小 (58)	上真野 (54)	石一小 (87)	太田小 (60)	大塙小 (94)	高平小 (95)
7							
8				原二小 (166)			
9							
10							
11		鹿島小 (293)					
12				石二小 (296)			
13							
14				原一小 (330)			
15				原三小 (337)			
16							

※( )内は児童生徒数

検討対象校

優先対象校

### (3) 適正化の手法

#### ①学校統合

市内小中学校の適正化を確保するための手法として、本市では、学校統合により適正規模化を図ります。

なお、地域の状況や児童生徒の居住地域の偏り状況などを考慮し、通学区域の見直しも検討するとともに、統合後の学校配置についても、通学距離や通学の安全などに問題が生じないことを前提に、必要に応じた既存施設の改修等を検討します。

#### ②小中一貫教育の導入

学校統合は、小学校同士、中学校同士の統合が基本となります。適正化の一つの手法として、小中一貫教育（義務教育学校を含む）を導入し、小学校と中学校の連携・接続を改善することに加え、国の教育制度変更に柔軟に対応することなど、児童生徒に効果的な教育環境を整備します。

### (4) 適正化の組合せの検討

#### ①2校組合せの見取り表

市内には21の小中学校があるが、具体的に統合モデルを検討するうえで、隣接している学校や隣接していない学校などの状況を把握する必要があることから、次のとおり、2校組合せの見取り表を示します。

**小学校 組合せ見取り表 居住データ (H35推計)**

330	原一小	原一小					17人*2学級*6学年 (2学級編成可能な人数)	204	概ね適正な児童数①							
166	原二小	496	原二小					21人*2学級*6学年 (望ましい基準の下限人数)	252							
337	原三小	667	503	原三小					25人*3学級*6学年 (望ましい基準の上限人数)	450						
95	高平小	425	261	432	高平小					30人*3学級*6学年 (1学級30人規模の人数)	540					
94	大壹小	424	260	431	189	大壹小										
60	太田小	390	226	397	155	154	太田小	(凡 例)								
87	石一小	417	253	424	182	181	147	石一小	→通学区域が隣接しない組合せ							
296	石二小	626	462	633	391	390	356	383	石二小	→適正な児童数：252～450人						
293	鹿島小	623	459	630	388	387	353	380	589	鹿島小	→概ね適正な児童数①：204～251人					
58	八沢小	388	224	395	153	152	118	145	354	351	八沢小	→概ね適正な児童数②：451～540人				
54	上真野	384	220	391	149	148	114	141	350	347	112	上真野				
57	小高小	387	223	394	152	151	117	144	353	350	115	111	小高小			
20	福浦小	350	186	357	115	114	80	107	316	313	78	74	77	福浦小		
24	金房小	354	190	361	119	118	84	111	320	317	82	78	81	44	金房小	
6	鳩原小	336	172	343	101	100	66	93	302	299	64	60	63	26	30	鳩原小

## 中学校 組合せ見取表 居住データ (H35推計)

254	原一中	原一中		17人*2学級*3学年 (2学級編成可能な人数)	102	概ね適正な生徒数①
151	原二中	405	原二中	26人*2学級*3学年 (望ましい基準の下限人数)	156	適正化な生徒数
68	原三中	322	219	30人*4学級*3学年 (望ましい基準の上限人数)	360	概ね適正な生徒数②
181	石神中	435	332	249	33人*4学級*3学年 (1学級33人規模の人数)	540
269	鹿島中	523	420	337	石神中	(凡 例)
58	小高中	312	209	126	450	鹿島中
						■ →通学区域が隣接しない組合せ
						■ →適正な生徒数 : 156~360人
						■ →概ね適正な生徒数① : 102~155人
						概ね適正な生徒数② : 361~540人

## ②原町区内小学校における検討対象校とその隣接校の組合せ

原町区内には、8校の小学校を設置しており、統合モデルを検討するうえで、小高区及び鹿島区と比較すると多様化かつ複雑になることから、次のとおり、検討対象校とその隣接校の2校を統合した際の学校規模を想定しました。

優先 対象校	検討対象校 下段:H35推計数	隣接校 下段:H35推計数	統合児童数	統合学校規模
	○ 適正	△ 概ね適正	× 上記以外	
高平小 95	原一小 330	425	○	
	石一小 87	182	×	
大甕小 94	原一小 330	424	○	
	原二小 166	260	○	
太田小 60	太田小 60	154	×	
	原二小 166	226	△	
	原三小 337	397	○	
	大甕小 94	154	×	
石一小 87	石二小 296	356	○	
	原一小 330	417	○	
原二小 166	高平小 95	182	×	
	石二小 296	383	○	
	原一小 337	503	△	
	原三小 330	496	△	
	太田小 60	226	△	
	大甕小 94	260	○	

### ③統合モデル

市教育委員会が望ましいと考える学校統合の組み合わせ（以下「統合モデル」という。）は、7（2）で示す「地域別の検討対象校及び優先対象校」を統合により、学校の適正化を図るもので、また、6（2）で示すとおり、小高区、鹿島区、原町区の3つの地域に分けて検討するものとし、次のとおり示します。また、小高区は小高中1校、鹿島区は鹿島中1校であることや、原町区では原三中が検討対象校であるが、同区内の中学校と統合することで、通学距離が6キロメートルを超える生徒が多くなることが想定されるため、市内中学校の統合は検討しません。なお、3つの地域枠を超えた検討対象校における中学校の統合モデルを参考に示しました。」

この統合モデルについては、例えば、「統合の対象校が3校を超える統合モデルにおいて、学校統合が一度に進まない場合に、段階的に学校統合を進めること」、「小学校の統合が示されている地域で、さらに小中一貫教育の導入を検討すること」なども考えられます。特に、小学校の統合後の学区が中学校の学区と同程度になる地域は、小中一貫教育の導入を積極的に検討します。

教育委員会では、保護者や地域住民の合意に基づき適正化を進め、統合モデルによらない場合や地域において統合等を選択できる可能性もあるなど、本計画の期間中に適正化の対象となる地区へ説明するとともに、必要に応じて学校の組合せを修正するなどし、地区ごとの再編計画を作成します。

凡例 優先対象校 検討対象校

## 【 小学校 】

### ○小高区

#### <モデル1> 小高小を単独で存続し、それ以外の小学校を全て統合するパターン

	小学校				児童数
	小高小				
統合なし	57				57
統合校①	福浦小 20	金房小 24	鳩原小 6		50

#### <モデル2> 全小学校を統合し、小中一貫教育を推奨するパターン

統合校①	小学校				児童数	中学校	児童生徒数
	小高小 57	福浦小 20	金房小 24	鳩原小 6			
					107	小中一貫	58
							165

## ○鹿島区

<モデル1> 鹿島小を単独で存続し、それ以外の小学校を全て統合するパターン

	小学校				児童数
	鹿島小 293				
統合なし					293
統合校①	八沢小 58	上真野 54			112

<モデル2> 全小学校を統合し、小中一貫教育を推奨するパターン

統合校①	小学校			児童数	中学校	児童生徒数
	八沢小 58	上真野 54	鹿島小 293			
				405	小中一貫	698
					鹿島中 293	

## ○原町区

<モデル1> 地域性を考慮しつつ、小中一貫教育を推奨するパターン

統合校①	小学校				児童数	中学校	児童生徒数
	高平小 95	原一小 330					
統合校②	太田小 60	大窪小 94			154	小中一貫	222
統合校③	石一小 87	石二小 296			383	小中一貫	564
統合校④	原二小 166	原三小 337			503		

<モデル2> 検討対象校等同士で統合し、適正規模の学校を単独で存続させるパターン

統合校①	小学校				児童数
	高平小 95	石一小 87	原一小 330		
統合校②	太田小 60	大窪小 94	原二小 166		320
統合なし	原三小 337				337
統合なし	石二小 296				296

<モデル3> 検討対象校に適正規模の学校を統合し、学校規模を安定させるパターン

統合校①	小学校				児童数
	高平小 95	石一小 87	石二小 296		
統合校②	太田小 60	大窪小 94	原三小 337		491
統合校③	原二小 166	原一小 330			496

※参考 中学校同士の統合パターン

<モデル1> 検討対象校等同士を統合したパターン

中学校				生徒数
	小高中	原三中		
統合校①	58	68		126
	151			151
統合なし	原一中			254
	254			
統合なし	石神中			181
	181			
統合なし	鹿島中			269
	269			

<モデル2> 検討対象校等に適正な規模の学校を統合し、学校規模を安定させるパターン

中学校				生徒数
	小高中	原三中	原二中	
統合校①	58	68	151	277
	254			254
統合なし	石神中			181
	181			
統合なし	鹿島中			269
	269			

## 8 学校適正化の実施手順

市内小中学校の適正化は、将来を担う子どもたちの教育環境を第一に考える必要があるとともに、適正化の対象となる小中学校の保護者等に対して、市教育委員会から市内児童生徒数の現状や将来推計、学校適正化の必要性、具体的な方策等について丁寧な説明を行います。

一方、市内の小中学校は、地域における文化・スポーツの活動拠点や防災拠点としての役割も担っています。特に、震災以降は、地域コミュニティなどの醸成に非常に期待されているところです。

このため、本市の学校適正化については、保護者や地域住民の皆様、特に次世代を担う皆様に対して十分な説明を行うとともに、これらの方々の合意に基づき進めるものとします。

### (1) 学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）

#### ①学校適正化に関する地区懇談会

保護者や地域住民の皆様が、市内小中学校の適正化について、幅広く意見交換を行い、学校の現状や課題等について情報の共有を図るため、学校適正化に関する懇談会を開催します。

この懇談会は、統合モデルで適正化の対象ごとに、その地区の保護者や地域住民の方を対象に開催します。

#### ②学校適正化検討協議会（仮称）

懇談会で、適正化に向けた検討を行うことについて、一定の理解が得られた場合は、地域として学校適正化を協議していただくため、統合モデルごとに学校適正化検討協議会（仮称）を設立していただきます。

学校適正化検討協議会（仮称）には、保護者や地域住民の代表の方など関係団体等が選出した方に参加していただき、学校適正化の必要性や学校統合に関する基本的事項について協議し、地域の考え方を示していただきます。

学校適正化検討協議会（仮称）を開催する場合は、市教育委員会が必要に応じて説明会等を開催し、懇談会での意見や学校適正化検討協議会（仮称）の役割等について、保護者や地域住民に対して説明します。

#### ③協議結果の提出

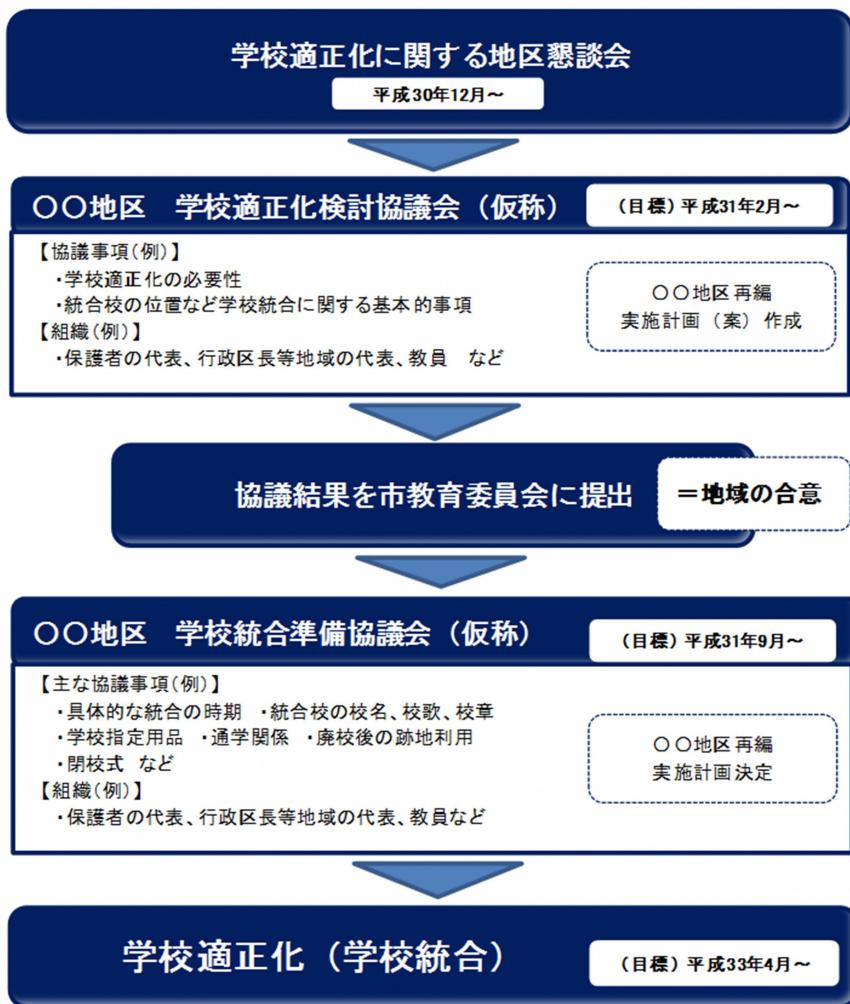
学校適正化検討協議会（仮称）での協議結果は、「要望書」や「意見書」など書面にて、市教育委員会に提出していただきます。

この協議結果で、学校統合の方向性が示された場合は、学校統合に対する保護者や地域住民の皆様の合意が得られたものとします。

#### ④学校統合準備協議会（仮称）

学校統合について、合意が得られた場合には、保護者や地域住民の代表の方など、関係団体等から選出された方に参加していただき、学校統合準備協議会（仮称）を設立し、学校統合に向けた具体的な内容を協議していただきます。

#### 【基本的な学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）】



#### （2）地域の状況に応じた学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）

学校適正化においては、2校が1校に統合する場合もあれば、4校が1校に統合する場合もあるなど、学校適正化の規模や内容は様々です。

このため、学校適正化の実施手順については、学校適正化の規模や内容など、地域の状況に応じて柔軟に進めていくことが適切であり、前述（1）の実施手順を基本としつつ、地域の状況に応じた実施手順により進めることも可能とします。

なお、この場合においても、地域としての考え方については、「要望書」や「意見書」などの書面にて、市教育委員会に提出することになります。

## 9 新たな教育制度導入の取組み

### (1) 小中一貫教育の導入の取組み

#### ①学校適正化における小中一貫教育の導入目的

適正化の手法については、6の学校適正化の具体的な方策で示したとおり、小学校同士、中学校同士の統合が基本ですが、地域の状況によっては、小中一貫教育を導入し、小学校と中学校の縦の連携や接続を改善することで、よりよい教育環境を実現することを目指します。

この小中一貫教育については、異学年交流の幅が広がり、小規模校の課題の一つである人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成などに大きく寄与します。また、中1ギャップの解消や小中学校教員の効果的で効率的な配置による教科担任制、チームティーチングの充実など、小中一貫教育のメリットを最大限に生かすことで、よりよい教育環境を実現しようとするものです。

#### ②小中一貫教育の導入手順に関する基本的な考え方

本計画では、4つの統合モデルで、小中一貫教育導入の方向性を示しています。いずれも中学校内の複数の小学校を1校にしたうえで、小中一貫教育の導入を目指すものです。

また、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、改正学校教育法により新たな学校の種類として位置付けられたことを踏まえ、今後、先進事例等の調査・研究を早急に進め、小学校と中学校の統合に合わせ、義務教育学校の制度導入を検討します。

#### ※チームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のことです。チームの教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されているということではなく、それぞれの教員が分担する役割をしっかりと果たすことで成り立つ指導形態。

#### ※義務教育学校

小中一貫教育の1つであり、現在の小学校である初等教育と、現在の中学校である中等教育の一部の合計9年間の義務教育を一貫して行う学校です。また、1つの学校としてカリキュラムも9年で融通可能となり、「6・3制」のスタイルもその地域の実情に合わせ「4・3・2制」「5・4制」などに区切ることも可能。

## (2) 小規模特認校制度導入の取組み

### ①学校適正化における小規模特認校の導入目的

緑豊かな自然環境に恵まれた小規模の学校で、豊かな人間性を培い、体力つくりを通して心身の健康増進を図るとともに、児童一人ひとりの個性に応じた親身な指導を希望する保護者・児童に、通学区域外からの通学を認めるものです。

### ②小規模特認校の導入手順に関する基本的な考え方

本計画の統合モデルの中で、統合しても小規模化が進行する学校について、魅力のある教育活動（特化した学習形態、集団活動、部活動など）を検討・導入を目指すものであり、市内全域から通学を希望する児童生徒を受け入れることにより、適正な規模を図ります。

#### ※小規模特認校

小中学校の通学区域の弾力的運用の一つとして、生徒数の少ない小中学校で通学区域の制限を外し、自由な通学を認めた学校。複式学級解消のために、他の通学区域に住んでいても入学、転学できると市町村教委が定めた小規模学校。文科省が学校間格差やいじめ、過疎地の問題などを受けて導入した「学校選択制」の適用事例の一つ。

## (3) 特色と魅力のある教育環境整備の取組み

小中一貫教育や小規模特認校の制度導入に合わせ、市内児童生徒数の減少傾向が継続される中、より効果的で高度な教育環境を提供するため、高等教育機関や各団体との連携を強化し、次のような各小中学校における「魅力」と「特色」のある学校づくりを研究し、その実現を目指します。

特に、小高区内の学校適正化については、今後的小高区復興への重要な事案と捉え、小高小学校及び小高中学校の区域に集中する幼保小中高の効果的な連携や、生涯学習施設及び社会体育施設の利活用なども含め、さらに効果的な「魅力」「特色」のある教育プログラムの実践に向けた検討を進めています。

#### <「魅力」と「特色」のある教育プログラム分野>

- スポーツ分野
- 芸術文化分野
- 医療分野
- 外国語分野
- ＩＣＴ分野 など

## 10 適正化に伴い配慮すべき事項

### (1) 通学路の安全確保及び遠距離通学への対応

適正化により通学距離が長くなることも想定され、通学路の安全確保対策に努めるとともに、遠距離通学への支援やスクールバス運行など、登下校時の安全確保と児童生徒の心身への負担軽減を図る必要があります。また、通学距離が延びる児童生徒については、金銭的な支援やスクールバスの運行など遠距離通学への支援策が必要です。

### (2) 地域コミュニティへの対応

本市の地域コミュニティは、小学校区単位で形成されていることがほとんどであります。このことから、小学校の再編に伴う地域コミュニティについては、コミュニティ・スクール制度を導入するなど、地域の意見を尊重しながら対応するとともに、統合により学校が無くなる地域のコミュニティ活動の支援策も検討します。

### (3) 児童生徒・保護者の不安解消

学校統合に対する児童生徒や保護者の不安を解消するため、計画的に合同の学校行事や授業を実施するなど、統合前の児童生徒の交流に配慮が必要です。また、学校統合に関する諸準備及び統合後の学校運営等を円滑に進めるため、福島県教育委員会との情報共有や連携を図り、適切な教員配置が必要です。

### (4) 学校跡地の活用

統合による学校施設の跡地については、その利活用策について地域の意見を参考にしながら、全市的な行政需要を踏まえたうえで、全庁的な観点により総合的に検討します。また、地域の避難所として指定されている場合もあることから、今後、地域の自然環境や想定される災害等を総合的に勘案し、地域の適切な避難所確保も検討します。

#### ※コミュニティ・スクール制度

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めしていくことができる制度。

## **南相馬市公立学校適正化計画**

**– 地域の未来を創造する子どもたちのために –**

**平成30年〇月**

**発行：福島県南相馬市教育委員会**

**編集：福島県南相馬市教育委員会事務局教育総務課**

**〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町 2-27**

**TEL 0244-24-5282 FAX 0244-23-7782**